

姶良校区コミュニティ協議会だより

第1号 平成27年7月1日

姶良校区コミュニティ協議会の発足について

会長 大浦地 政廣

早いもので今年も半年が過ぎてしまいました。皆様には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

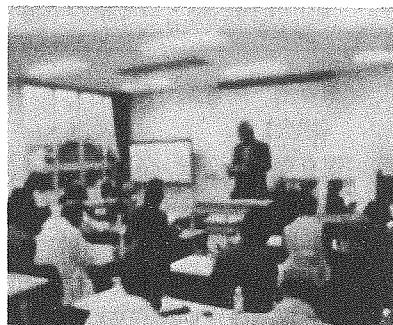
さて、平成26年6月に校区コミュニティ協議会について、姶良市からの説明を受けて以来、姶良小校区においても設立準備委員会を設置して、校区内の自治会長、各種団体の皆様との話し合いを進め、皆様のご理解とご協力により、この4月17日に「姶良校区コミュニティ協議会」が発足致しました。

姶良校区コミュニティ協議会は、「校区社会福祉協議会」の活動を中心に、独自に活動をされていた各種団体の活動を加えた形での活動を行うものです。

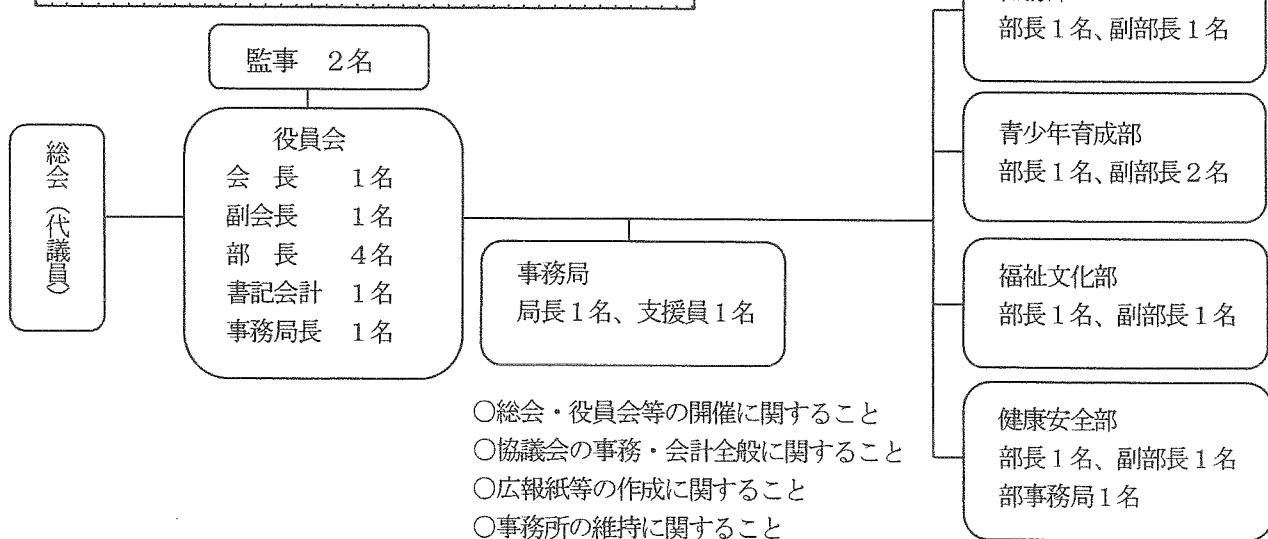
今まで行われていた活動がなくなるものではありません。また、これまでの自治会単位での活動を規制するものでもありません。

これまで以上に、校区内の皆様の交流が進められ、自治会長や民生児童委員の皆様の参加や学校関係者の参加や関わりも強くなっていくことを期待しておりますし、これまでになかった校区内の文化活動などが、実施できるようになることを心から願っております。

姶良小校区内の皆様が、いろんな行事などに参加され、姶良校区コミュニティ協議会がしっかりと歩くことができますように、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、挨拶と致します。



姶良校区コミュニティ協議会の組織



平成27年度 役員・部構成員

会長 大浦地 政廣 副会長 岩元 孝見
 事務局長及び書記会計（副会長兼務） 支援員 田中 まり子
 監事 岩下 卓夫、高山 哲二

専門部	構成員
総務部	小倉 章、早瀬 あき子、大浦地 政廣 岩元 孝見、松田 幸一、野間口 徹郎 黒田 静子、徳田 あおい
青少年育成部	中村 學、吉ヶ別符 一好、花峯 哲則 岩下 卓夫、久永 一徳、横山 政信 高山 哲二、越間 源孝、川上 レイ子 田邊 いつ子、竹迫 正美、山下 暢志 鮫島 哲郎、吉岡 信裕、寺園 里佳子 赤塚 健志、奥 由希子、平山 孝子 山崎 涼子
福祉文化部	早瀬 五男、森 文子、松田 建三 川上 三芳、黒木 愛、堂蔭 敬子 永岡 政信、寺田 壽徳、坂元あつ子 日高 南海雄
健康安全部	中馬 瞳夫、高橋 信幸、上床 澄秋 増山 逸磨、坂久保 誠、岡野 隆志 永田 伸一、有村 悅子、渕田ミチ子 和田 里志、新原 隆志、高峯 和則 板坂 敦子、濱田 秀一、宿里 信也

平成27年度 行事計画

◎ 総務部

- ・広報紙の発行 年3回程度
- ・各種団体及び自治会行事との調整

◎ 青少年育成部

- ・重富干潟体験勉強会 6月27日(土)
- ・お菓子作り 7月22日(水)
- ・夏の星座教室 8月21日(金)
- ・陶芸教室 10月10日(土)
- ・3世代交流グラウンド・ゴルフ大会 11月28日(土)
- ・ふれあい事業（始良小3年生児童） 3学期
- ・子ども見守り、通学路の点検、あいさつ運動など

◎ 福祉文化部

- ・研修視察（自治会長、民生委員など） 7月16日(木)
- ・コミュニティ敬老会 9月24日(木)
- ・いきいきサロン支援、赤い羽根募金運動、文化活動など

◎ 健康安全部

- ・ドッジボール大会 7月25日(土)
- ・6人制ソフトバレー大会 8月29日(土)
- ・健康支援グラウンド・ゴルフ大会 10月14日(木)
- ・ペタンク大会 11月7日(土)
- ・コミュニティグラウンド・ゴルフ大会 11月7日(土)
- ・自治会対抗ゴルフ大会 11月29日(日)
- ・地域防犯パトロール・青パト活動
思川清掃活動・ゴミ拾い（毎月第3土曜日）など

コミュニティ協議会規約（抜粋）

始良校区コミュニティ協議会規約

（名称及び事務所）

第1条 本会は、始良校区コミュニティ協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務所を始良市働く女性の家内に置く。（目的）

第2条 協議会は、始良小校区（以下「校区」という。）における共通の課題解決を図り、「共に助け合い、みんなでつくる活力ある地域コミュニティ」の構築を目的とし、自主的、主体的に地域活動を行うものとする。

（組織）

第3条 協議会は、校区内の自治会、民生・児童委員、老人会、青少年育成協議会、体育振興会、社会福祉協議会、学校及びコミュニティ活動に関心のあるメンバー（以下「構成団体」という。）で組織する。

（事業）

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 校区の課題解決に向けての協議、学習等に関するこ。
- 校区の活性化及び環境保全に関するこ。
- 校区の相互の連携及び個人や団体等との連携に関するこ。
- 校区の保健衛生・福祉及び安全に関するこ。
- その他協議会の目的を達成するために必要なこ。

第5条～第8条 略

（総会）

第9条 総会は、会長が招集し、議長はその総会において、出席した代議員の中から選出する。

2 前項に定める代議員は、自治会長、民生・児童委員及び第3条に規定する各構成団体の代表者とする。

3 総会は定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年1回開催し、次の事項を審議し議決する。

また、臨時総会は、会長が必要と認めたとき及び代議員の3分の1以上から請求があったとき開催する。

（1）予算、決算及び事業計画、事業報告に関するこ。

（2）役員の選任・解任に関するこ。

（3）規約に関するこ。

以下第15条まで 略

附 則

1 この規約は、平成27年 4月17日から施行する。

広報紙の「名称」を募集します。

始良校区コミュニティ協議会にふさわしく、親しみやすい名称を考えてください。

はがき等で、事務局までお届けください。

賞金は出せませんが、感謝状を準備いたしま

す。・下記へ送付ください。

〒899-5431 始良市西餅田3311-1 「働く女性の家」内 始良校区コミュニティ協議会

tel 73-8389 fax 73-8395